

## 横浜市認可地縁団体印鑑条例の一部改正の概要

### 1 改正の内容

これまで、認可地縁団体印鑑条例の登録者の資格等について、民法の規定を準用しておりましたが、平成 20 年 12 月 1 日に施行される民法の改正により規定が削除され、関係部分の規定が地方自治法に整備されるため、条例の一部を改正します。

#### (1) 民法及び地方自治法の改正に伴う準用規定の整理

##### 【該当条文】

横浜市認可地縁団体印鑑条例

(登録者の資格等) 第 2 条第 1 項	第 1 号	職務代行者（地方自治法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号へ）
	第 2 号	仮代表者（地方自治法第 260 条の 9）
	第 3 号	特別代理人（地方自治法第 260 条の 10）
	第 4 号	清算人（地方自治法第 260 条の 24）
(代理人の申請) 第 13 条		代理人（地方自治法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号ト）

#### (2) 地方自治法の改正に伴う文言の整理

##### 【該当条文】

横浜市認可地縁団体印鑑条例

(印鑑登録原票) 第 5 条第 4 号	主たる事務所（地方自治法第 260 条の 2 第 3 項第 4 号）
------------------------	------------------------------------

### 2 施行予定日

平成 20 年 12 月 1 日

##### 【理由】

民法及び地方自治法の改正施行にあわせるため。